

農業振興事業

商工・観光事業

勤労者・消費者関連事業

都市計画事業

道路事業

河川事業

住宅事業

学校教育事業

社会教育事業

議会

選挙

農業振興事業は、さいたま市の制度に統一する。

○商工業振興事業は、さいたま市の制度に統一する。

○観光事業は、原則としてさいたま市の制度に統一する。なお、岩槻市のみにある観光事業は、実情を考慮し存続する。

勤労者・消費者関連事業は、さいたま市の制度に統一する。

都市計画事業は、さいたま市の制度に統一する。

道路事業は、さいたま市の制度に統一する。

河川事業は、さいたま市の制度に統一する。

住宅事業は、さいたま市の制度に統一する。

学校教育事業は、さいたま市の制度に統一する。

社会教育事業は、さいたま市の制度に統一する。

議会は、さいたま市の制度に統一する。

選挙は、さいたま市の制度に統一する。

第2回さいたま市・岩槻市合併協議会

7月20日、第2回さいたま市・岩槻市合併協議会が開催されました。

会議では、第1回協議会で提案され、持ち帰り検討するとされていた、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて報告された後、合併の期日、新市建設計画案及び合併の是非についてともに議案として提出され、次のとおり決定されました。

合併の期日については、平成17年4月1日とし、新市建設計画案については、県との事前協議が終了したため、協議会として決定し、今後、県と法に基づく正式協議に入ることとなりました。（新市建設計画案の構成は、8頁に記載。）

また、合併の是非については、今回の協議会で協議項目のすべての協議がととのったことによるもので、協議会としてはさいたま市と岩槻市の合併を是とすることといたしました。

なお、両市が合併するためには、廃置分合等に関する両市議会の議決が必要です。

第2回協議会における協議項目及びその取扱い

議案第30号 合併の期日について

合併の期日は、平成17年4月1日とする。

議案第31号 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第6条第2項及び第3項の規定により、さいたま市議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、さいたま市議会の議員の定数を増加し、岩槻市の区域をその区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。
- (2) 合併後最初に行われるさいたま市議会の議員の一般選挙における議員の定数については、合併特例法第6条第5項の規定は適用しない。

議案第32号 新市建設計画案について

新市建設計画案のとおり決定する。

議案第33号 合併の是非について

さいたま市と岩槻市との合併は、是とする。